

雇用及び職業についての差別待遇に関する条約
(ILO 第 111 号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1958年ILO（国際労働機関）第42回総会で採択された。2008年4月現在の既批准国は166カ国である。

2. 条約の概要

本条約は、これを批准する加盟国が雇用及び職業につき、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づく差別をなくすため、

① 雇用又は職業についての機会及び待遇の均等を国内事情及び慣行に適した方法により促進するための国家の方針を明らかにすること

② この方針の実施のための措置をとることを規定するものである。